

## 豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「豊中市地球温暖化防止地域計画」の着実な推進に向けて、温室効果ガスの削減に効果的な市民の取組みの一つとして掲げている再生可能エネルギー利用を促進し、環境的に持続可能なまちづくりの推進に寄与するため、自ら居住する住宅または分譲共同住宅に太陽エネルギーを利用する設備を導入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 太陽光発電設備

低圧配電線と逆流有り（電力が余った場合に電力会社へ送電することをいう。）で連系する太陽光発電設備（当該設備に係る太陽電池モジュールが補助申込み時に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第1項の規定による太陽光発電設備の認定を受けることができるものに限る。）であって、戸建住宅あるいは分譲共同住宅の屋根等への設置に適したものをいう。

#### (2) 太陽熱利用設備

太陽熱エネルギーを集めて給湯に利用する太陽熱温水器（自然循環型または真空貯湯型のものをいう。）または不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯や空調に利用するソーラー設備であって、戸建住宅の屋根等への設置に適したものをいう。ただし、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けているものまたは日本工業規格（JIS）に適合したものに限る。

#### (3) 対象設備

太陽光発電設備または太陽熱利用設備であって、未使用のものをいう。

#### (4) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）

豊中市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進補助金の対象となる住宅

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自ら居住し、または居住しようとする市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。）に対象設備を設置する者であることとする。
  - (2) 市内の分譲共同住宅に対象設備（太陽熱利用設備を除く。）を設置し、発電した電力を当該分譲住宅の共用部分で使用する管理組合であること。
- 2 前項第2号において、管理組合が設立されていない分譲共同住宅については、建築主が補助金の交付の申込みを行い、補助金の交付の決定を受けることができる。ただし、第11条に規定する実績報告以降の手続きは、当該申込後に設立された管理組合が行わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当していない者は、この要綱による補助金は交付しない。
- (1) 補助金の交付申込時において、対象設備の設置に着手していないこと。
  - (2) 対象設備を設置する場合は、施工業者（販売店を含む。）に発注して住宅に設置する者であること。

- (3) 対象設備を設置する住宅がネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）に該当していないこと。
- (4) 補助金の交付の決定を受けた者（以下、「補助金交付決定者」という。）は、第11条第1項の規定による実績報告を、補助金の交付申込みを行った年度の2月末日までに行うこと。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、次の各号に掲げる対象設備の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 太陽光発電設備  
太陽電池モジュールに係る経費（設置工事に係る経費を除く。）
- (2) 太陽熱利用設備  
太陽熱利用設備の設置に要した経費

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる対象設備の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 太陽光発電設備

対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格または国際電機標準会議（IEC）等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。1kW未満の端数があるときは、小数点以下2位未満は切り捨てる）に1.5万円を乗じて得た額とする。ただし、第3条第1項第1号に該当する者は6万円（補助対象経費の額が6万円より少ないときは、補助対象経費の額）、同項第2号に該当する者は3.6万円（補助対象経費の額が3.6万円より少ないときは、補助対象経費の額）を限度とする。

(2) 太陽熱利用設備

対象設備の設置に要した経費の額に、5分の1を乗じて得た額とする。ただし、5万円を限度とする。

- 2 前項第1号及び第2号に規定する額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、第3条第1項第1号に該当する者に対して、対象設備の種類ごとに1世帯につき1回限りとし、同項第2号に該当する者に対しては、1管理組合につき1回限りとする。

（交付の申込み）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、対象設備に係る設置工事の着手前に、豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付申込書（様式第1-1号または第1-2号）に次に掲げる書類を添えて、対象設備の設置前に市長に提出しなければならない。なお、申込書の提出は、当該年度の11月末日までに行うものとする。

- (1) 対象設備の設置場所の所在地がわかる地図
- (2) 対象設備の設置前の現況写真
- (3) 工事請負契約書の写し及び経費の内訳書の写し
- (4) 対象設備の仕様が確認できるパンフレット等
- (5) 対象設備を設置しようとする住宅の所有権を有しない者が申込みを行う場合または当該住宅の所有権を共有する者がある場合にあっては、当該住宅の所有者又は他の共有者の設置承諾書（様式第2号）
- (6) 第3条第1項第2号に該当する者については、対象設備の設置場所及び発電した電力を使用する場所との関係（系統）を表す書類、対象設備の設置が管理組合の決定によることを明らかにす

る書類、管理組合の規約及び役員名簿並びに代表者の住民票の写し（管理組合が法人の場合は、登記事項証明書）。ただし、第3条第2項の規定により建築主が申込みを行う場合は、対象設備が申込後に設立される管理組合により管理されることを信じるに足る書類（重要事項説明書等）とし、管理組合の規約、役員名簿その他の管理組合に関する書類は、第11条の規定に基づく実績報告の際に提出するものとする。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申込書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金の交付予定額を決定し、当該申込者に対し、豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付決定通知書（様式第3-1号または第3-2号）により、その決定の内容等を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、不交付の決定の理由等を通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申込みの取下げ)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、やむをえない理由により補助金交付の申込みを取下げ、工事を中止しようとするときは、速やかに豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付申込取下げ書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みの取下げがあったときは、速やかに当該申込みに係る補助金の交付決定を取消し、豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付申込取下げ承認書（様式第6号）により、補助金交付決定者に通知するものとする。

(対象設備の設置)

第10条 補助金交付決定者は、第7条第2項の通知を受けた後、工事に着手し、次条第1項の規定による報告に支障が生じないように工事を完了しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助金交付決定者（第3条第2項の規定により建築主が補助金の交付申込を行い補助金交付決定者となった場合は、その後設立された管理組合）は、対象設備の設置が完了したときは、当該完了した日から2か月以内または当該完了した日の属する年度の2月末日までのいずれか早い日まで、豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金実績報告書（様式第7-1号または第7-2号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 対象設備の設置費に係る領収書の写し及び領収書内訳書（様式第7-3号または第7-4号）
- (2) 竣工検査の試験記録書（様式第7-5号または第7-6号）
- (3) 対象設備の設置状態を示す写真及び設置場所を示す屋根等の図面
- (4) 太陽光発電設備については、太陽電池モジュールの出荷証明および余剰電力受給契約書の写し

(余剰電力受給契約書を提出できないやむをえない理由がある場合は、これに代わる書類)

- (5) 太陽熱利用設備については、対象設備の保証書の写し
- (6) 第3条第1項第1号に該当する者は、補助金交付決定者が対象設備を設置した住宅に居住していることを示す住民票の写し
- (7) 第3条第1項第2号に該当する者は、対象設備の設置場所及び発電した電力を使用する場所との関係(系統)を表す書類
- (8) 第3条第2項の規定により建築主が申込みを行った場合は、第6条第1項第7号ただし書きに規定する管理組合に関する書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

#### (交付額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、補助金の額を確定するものとする。

2 補助金の交付額の確定にあたっては、第7条第2項に規定する豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付決定時の補助金交付予定額を上限とし、前条の規定による実績報告に基づいて額を確定する。

3 市長は、前項の規定により算出した確定額を、豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付確定通知書(様式第8-1号または第8-2号)により、補助金交付決定者(第3条第2項の規定により建築主が補助金の交付申込を行い補助金交付決定者となった場合は、その後設立された管理組合。次条第1項において同じ。)に通知するものとする。

#### (交付の請求)

第13条 補助金交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付請求書(様式第9号)を補助金交付額が確定した日の属する年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、請求日より30日以内に補助金を支給するものとする。

#### (交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助金交付決定者(第3条第2項の規定により建築主が補助金交付の申込を行い、補助金交付決定となった場合の、その後設立された管理組合を含む。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の規定により交付決定した補助金の交付の決定を取消することができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他この要綱の定めに違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な方法により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 第11条の規定による実績報告または前条の規定による交付の請求を行わなかったとき。
- (4) 第21条の規定による調査に応じなかったとき。

2 前項の規定は、第12条第1項に規定する補助金の交付額の確定があった場合においても、適用するものとする。

3 市長は、第1項及び前項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、補助金交付決定者に通知するものとする。

#### (補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により交付決定の全部または一部を取消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、補助金の支給を受けた者（以下「補助金受給者」という。）に対し、豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金返還通知書（様式第11号）により、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（加算金及び延滞金）

第16条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合の加算金及び延滞金については、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）の例による。

（設備の適正管理義務）

第17条 補助金受給者は、対象設備の設置が完了した日から10年を経過する日までは、適切な維持管理に努めなければならない。

2 補助金受給者は、対象設備の設置が完了した日から10年を経過する日までは、当該設備を売却、譲渡、貸与等をしてはならない。ただし、自然災害その他補助金受給者の責めに帰することのできない理由により、対象設備が使用不能になったときまたは当該住宅の売却、譲渡等による所有権の移転があったときは、豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム処分届出書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（使用状況報告書の提出）

第18条 補助受給者は、対象設備の使用等に係る次に掲げる事項について、豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム使用状況報告書（様式第13-1号または第13-2号）にて市長に報告するものとする。

- （1）設置の翌月から2年が経過した年度の3月までの発電電力量、売電電力量及び買電電力量（太陽光発電設備に限る。）
- （2）設置の翌月から2年が経過した年度の3月までのガス使用量のエネルギー使用量（太陽熱利用設備に限る。）
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（帳簿等の保存）

第19条 補助金受給者は、対象設備の設置に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を、設置が完了した日から10年を経過する日まで保存しておかななければならない。

（手続代行者）

第20条 補助金の交付に係る申込み、実績報告、申込み取下げの手続について、代行者を選任し、委任することができる。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の規定により代行者を選任し、委任する場合は、豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金申込等手続代行者選任届（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

3 手続代行者は、依頼された手続を、誠意をもって実施するものとする。

（調査）

第21条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要に応じて、対象設備の設置工事の状況及び設置後の稼働状況等について、調査することができる。

(その他)

第22条 この要綱の実施について、必要な事項は環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月15日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

2 ただし、第4条第2項から第3項まで、第5条第1項第7号、第10条第1項第7号、第11条第3項の規定については、平成21年度補正予算が成立した後に実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年6月11日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月10日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

受付番号 H-

(あて先) 豊中市長

受付に來られた日 年 月 日

豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金  
交付申込書

豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

(申込者) ※集合住宅で申請される場合は、管理組合の名称・代表者・住所・連絡先等を記入してください

フリガナ		印
名前		
フリガナ		
住所	〒	—
電話番号	—	—
緊急連絡先 (携帯、FAX等)	—	—

※ 緊急連絡先は任意でご記入ください。

受付印

A 太陽電池モジュール額 (税抜)								円
B 太陽電池モジュールの最大出力 (注1)					・			kW
B × 1.5万円								円
補助金交付申込額 (注2)					0	0	0	円

(注1) 太陽電池モジュールの最大出力とは、対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値。小数第3位以下は切捨て。

(注2) 千円未満は切捨て。AまたはB×1.5万円で少ない方の額。ただし戸建て住宅の上限は6万円、分譲共同住宅(管理組合)の上限は36万円。

対象設備 設置予定住所	<input type="checkbox"/> 申込者住所と同じ（住所記入不要） <input type="checkbox"/> その他（以下に住所記入）
	〒      ー 豊中市  <input type="checkbox"/> 地番（住所が未確定で地番を記入する場合にチェック）
所有者	<input type="checkbox"/> 申込者の単独所有  <input type="checkbox"/> 共有（申込者を含めた複数）※ <input type="checkbox"/> その他（申込者以外）※  ※「共有」または「その他」の場合は、様式第2号 設置承諾書が必要です。

電灯契約者	名前	
-------	----	--

工事着工予定日	年      月      日	建築区分	<input type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 既築住宅
工事完了予定日	年      月      日	設置方法	<input type="checkbox"/> 建材一体型 <input type="checkbox"/> 架台設置型

※工事完了日は次に挙げる3条件をすべて満たしてはじめて工事完了日とする。

- ・太陽光発電設備の設置が全て完了
- ・太陽光発電設備の竣工検査が終了
- ・電力会社との受給契約が完了（受給開始）

項目	内容						
製造者名 (メーカー名)							
太陽電池モジュールの 型式	①				④		
	②				⑤		
	③				⑥		
太陽電池モジュールの 公称最大出力(注3) と使用枚数	①		w ×		枚 =		w
	②		w ×		枚 =		w
	③		w ×		枚 =		w
	④		w ×		枚 =		w
	⑤		w ×		枚 =		w
	⑥		w ×		枚 =		w
	合 計						w

(注3) 公称最大出力とは、日本工業規格に規定される太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。

対象設備を設置する住宅は、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）ではありません。



受付番号 N -

受付に来られた日 年 月 日

(あて先) 豊中市長

豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金  
交付申込書

豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、  
下記のとおり申し込みます。

(申込者)

フリガナ		申込者印
名前		
フリガナ		
住所	〒	—
自宅電話番号	—	—
緊急連絡先 (携帯電話等)	—	—

※ 緊急連絡先は任意でご記入ください。

受付印	補助対象経費 (注 1)								円
	補助金交付申込額 (注 2)				0	0	0	円	

(注 1) 補助対象経費は、集熱器・架台・蓄熱槽及び付帯機器・配管・据付工事費の合計金額(税抜)

(注 2) 『補助対象経費×1/5』 千円未満は切捨て。上限は 5 万円。

対象設備 設置予定住所	<input type="checkbox"/> 申込者住所と同じ（住所記入不要） <input type="checkbox"/> その他（以下に住所記入）
	豊中市  <input type="checkbox"/> 地番（住所が未確定で地番を記入する場合にチェック）
所有者	<input type="checkbox"/> 申込者の単独所有 <input type="checkbox"/> 共有（申込者を含めた複数）※ <input type="checkbox"/> その他（申込者以外）※  ※「共有」または「その他（申込者以外）」の場合は、様式第2号 設置承諾書の提出が必要です。

工事着工予定日	年 月 日	建築区分	<input type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 既築住宅
工事完了予定日	年 月 日		

※工事完了日は次に挙げる2条件をすべて満たしてはじめて工事完了日とする。

- ・ 太陽熱利用設備の設置が全て完了
- ・ 太陽熱利用設備の竣工検査が終了

集熱器	製造者名（メーカー名）	
	型式	①
		②
	BL 認定番号または JIS 規格番号	
総面積	①	
	②	

対象設備を設置する住宅は、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）ではありません。

(あて先) 豊中市長

豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム  
設置承諾書

今般、住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金において、対象設備の設置を予定している建築物は、私（当社など）の所有に係るものであるため、豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱第6条第1項第5号に基づき、当該建築物に以下の申込者が法定耐用年数内における善良な管理義務を果たすことを条件に、申込者の設置を承諾します。

(住宅所有者) ※申込者以外で住宅の所有権を持つ人

名前		
住所	〒 —	
電話番号	— —	所有者印
緊急連絡先 (携帯、FAX等)	— —	

※ 緊急連絡先は任意でご記入ください。

※ 所有者印の欄には申込者印とは別の印を押印してください。

(申込者)

名前			申込者印
住所	〒 —		

※ 申込者印は、補助金交付申込書(様式第1-1)または(様式第1-2)と同じ印を押してください。

設備の設置場所

住所	<input type="checkbox"/> 申込者住所と同じ (住所記入不要)	<input type="checkbox"/> その他 (以下に住所記入)
	〒 — 豊中市	
設置する設備の種類 ※該当する方を○で囲んでください。	太陽光発電設備	太陽熱利用設備

豊中市指令環政再第 一 号  
年 ( 年) 月 日

様

豊中市長 印

豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金  
交付決定通知書

年 ( 年) 月 日付けで申込みがありました豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金について、次のとおり交付予定額を決定しましたので、豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

## 記

補助事業の名称	豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助事業
補助金の名称	豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金
対象設備の名称	太陽光発電設備
補助金交付予定額	_____円

## 【交付の条件】

- 補助金の交付にあたっては、上記の補助金交付予定額を補助金の額の上限の額とします。
- 当該通知に記載された交付決定日から、工事を着手し、実績報告書の提出期限に支障が生じないように、工事を完了してください。
- 豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱第14条第1項の規定に該当する事由があった場合は、交付決定を取消します。

## 太陽熱利用設備用

豊中市指令環政再第 ー 号  
年 ( 年) 月 日

様

豊中市長

印

豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金  
交付決定通知書

年 ( 年) 月 日付で申込みがありました豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金について、次のとおり交付予定額を決定しましたので、豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

## 記

補助事業の名称	豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助事業
補助金の名称	豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金
対象設備の名称	太陽熱利用設備
補助金交付予定額	_____円

## 【交付の条件】

- 補助金の交付にあたっては、上記の補助金交付予定額を補助金の額の上限の額とします。
- 当該通知に記載された交付決定日から、工事を着手し、実績報告書の提出期限に支障が生じないように、工事を完了してください。
- 豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱第14条第1項の規定に該当する事由があった場合は、交付決定を取消します。

様

豊中市長 印

豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金  
不交付決定通知書

年 ( 年) 月 日付で申込みがありました豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金について、次のとおり交付をしないことと決定しましたので、豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

## 記

1 補助事業の名称	豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助事業
2 補助金の名称	豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金
3 不交付の理由	

年 月 日

(あて先) 豊中市長

豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金  
交付申込取下書

年 月 日付け豊中市指令環政再第 ー 号により交付決定を受けた豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助事業について、次のとおり事業計画を中止したいので、豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金交付申込みを取下げます。

(申込者)

名前		印
住所	〒 ー	
電話番号	ー ー	
緊急連絡先 (携帯等)	ー ー	
FAX	ー ー	

受付印

■ 中止の理由（該当する理由に○印をつけてください）

○印記入欄	中止の理由
	資金不足のため
	住宅用太陽光発電設備あるいは太陽熱利用設備の価格が高いため
	費用対効果でメリットがないため（価格の割に発電量が少ないため）
	工事に着工したが、工事完了が遅れるため
	工事を将来に延期したため
	設備の設置場所を変更するため
	構造的に設備の設置ができないため
	その他（中止の理由を具体的に記入してください）



様

豊中市長 印

豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金  
交付申込取下承認書

年 ( 年) 月 日付け豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付申込みの取下げの依頼について、豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記の交付決定を取消しますので通知します。

記

補助事業の名称	豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助事業
補助金の名称	豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金
対象設備の名称	
交付決定番号	豊中市指令環政再第 一 号 (交付決定日 年 月 日)
補助金交付予定額	_____ 円

(あて先) 豊中市長

受付に來られた日 年 月 日

豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金  
実績報告書

豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱第 1 1 条の規定に基づき、下記のとおり報告をします。

※申込書に押印された申込者印と同印を押してください。

(報告者)

集合住宅において建築主が申込まれた場合は管理組合の印鑑で押印願います。

名前		印
住所	〒 ー 豊中市	
電話番号	ー ー	
緊急連絡先 (携帯、FAX 等)	ー ー	

※ 集合住宅での実績報告をされる場合は、管理組合の名称・代表者・住所・連絡先等を記入してください。

※ 緊急連絡先は任意でご記入ください。

受付印
-----

A 太陽電池モジュール額 (税抜)					円
B 太陽電池モジュールの最大出力 (注 1)				・	kW
B × 1.5 万円					円
補助金交付申込額 (注 2)				0 0 0	円

(注 3) 太陽電池モジュールの最大出力とは、対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値。小数第 3 位以下は切捨て。

(注 4) 千円未満は切捨て。A または B × 1.5 万円で少ない方の額。ただし戸建て住宅の上限は 6 万円、分譲共同住宅 (管理組合) の上限は 36 万円。

工事着工日	年 月 日
工事完了日	年 月 日

※工事完了日は次に挙げる3条件をすべて満たしてはじめて工事完了日とする。

- ・太陽光発電設備の設置が全て完了
- ・太陽光発電設備の竣工検査が終了
- ・電力会社との受給契約が完了（受給開始）

項目	内容						
製造者名 (メーカー名)							
太陽電池モジュールの 型式	①				④		
	②				⑤		
	③				⑥		
太陽電池モジュールの 公称最大出力(注3) と使用枚数	①		w ×		枚 =		w
	②		w ×		枚 =		w
	③		w ×		枚 =		w
	④		w ×		枚 =		w
	⑤		w ×		枚 =		w
	⑥		w ×		枚 =		w
	合 計						w

(注3) 公称最大出力とは、日本工業規格に規定される太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。

受付番号 N -

受付に来られた日 年 月 日

(あて先) 豊中市長

豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金  
実績報告書

豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(報告者)

※申込書に押印された申込者印と同印で押印願います

名前		印
住所	〒 ー 豊中市	
自宅電話番号	ー ー	
緊急連絡先 (携帯電話等)	ー ー	

※ 緊急連絡先は任意でご記入ください。

受付印	補助金対象経費 (注1)								円
	補助金交付予定額 (注2)	/			0	0	0	円	

(注1) 補助金対象経費は、集熱器・架台・蓄熱槽及び付帯機器・配管・据付工事費の合計金額(税抜)

(注2) 『補助対象経費×1/5』 千円未満は切捨て。上限は5万円。

工事着工日	年 月 日
工事完了日	年 月 日

※工事完了日は次に挙げる2条件をすべて満たしてはじめて工事完了日とする。

- ・太陽熱利用設備の設置が全て完了
- ・太陽熱利用設備の竣工検査が終了

集熱器	製造者名（メーカー名）	
	型式	①
		②
	BL認定番号またはJIS規格番号	
	総面積	①
		②

## 領収書内訳書

様の 年 月 日付領収書金額は 円  
ですが、その内、太陽光発電設備の設置に関する金額の内訳は以下のとおりです。

## 1. 領収書の内訳

項目	金額	備考
太陽電池モジュール(税抜)	円	[モジュールの型番]×[枚数]
太陽光発電設備設置費 付属機器(架台、モニター、パワーコンディショナ、接続箱など)に係る費用(税抜)	円	
設置工事に係る費用(税抜)	円	
小計(税抜)	円	

※内訳の分類については裏面をご確認ください。

以上の内容に間違いがないことを証明します。

年 月 日

会社名

代表者名

印

## 経費の内訳に係る分類

太陽光発電設備設置費	
太陽電池モジュール	
その他付属機器に係る費用	パワーコンディショナ
	モニター（太陽光発電設備専用のもの）
	架台
	接続箱
	直流側開閉器
	交流側開閉器
	ケーブル類
設置工事に係る費用	機器の搬入、据え付けおよび工事
	交流配線電気工事
	直流配線電気工事
	配線・配線器具、その他電気工事
	電力量計（売電用、買電用）設置工事
	立会検査費（設備設置時）
	足場設置・解体（新築工事の足場を併用する場合は「その他工事費等」）
	電力会社への申請費
その他、運搬費、産業廃棄物処理費用など、設備を設置する上で必要な工事、部品、諸経費	

その他
（太陽光発電設備設置費にふくめないもの）
防水工事
補助金申請に係る手続き代行費
保証料（任意で加入する10年保証など）
HEMS、燃料電池、蓄電池
印紙代
その他、新築・リフォームやオール電化など、太陽光発電設備設置と関係ない工事や設備の点検費用、保障額など

### 【注意】

★ 値引きがある場合には、値引き後の金額を記入してください。  
 （総合計からまとめて値引きした場合でも、「太陽電池モジュール」、「付属機器に係る費用」、「設置工事に係る費用」、「それ以外の経費」のいずれかから値引きをしたと仮定して、値引き後の税抜金額を算出してください。）

※ 「太陽電池モジュール(税抜)」と「豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置実績報告書(様式第7-1号)」の「A 太陽電池モジュール額(税抜)」の金額が合うようにしてください。

## 太陽熱利用設備用

## 領収書内訳書

様の 年 月 日付領収書金額は 円  
ですが、その内、太陽熱利用設備の設置に関する金額の内訳は以下のとおりです。

## 1. 領収書の内訳

項目	金額	備考
太陽熱利用設備設置費(税抜)	円	①
その他工事費等(税抜)	円	②
合計(税抜)	円	①+②
消費税	円	
領収書額面合計	円	

※内訳の分類については裏面をご確認ください。

以上の内容に間違いのないことを証明します。

年 月 日

会社名

代表者名

印



## 経費の内訳に係る分類

太陽熱利用設備設置費	
太陽熱利用設備設置費用	集熱器、太陽熱温水器の集熱部
	貯湯部
	架台
	貯湯槽及び付帯機器
	機器の搬入、据え付けおよび工事
	配管器具、配管工事
	配線・配線器具、その他電気工事
	立会検査費（設備設置時）
	足場設置・解体（新築工事の足場を併用する場合は「その他工事費等」）
	その他、運搬費、産業廃棄物処理費用など、設備を設置する上で必要な工事、部品、諸経費

その他工事費等
防水工事
補助金申請に係る手続き代行費
保証料（任意で加入する10年保証など）
HEMS、燃料電池、蓄電池
印紙代
その他、新築、リフォーム、太陽光発電設備やオール電化など、太陽熱利用設備設置と関係ない工事や設備の点検費用、保障額など

### 【注意】

※値引きがある場合には、値引き後の金額を記入してください。

（総合計からまとめて値引きした場合でも、「太陽熱利用設備設置費」もしくは「その他工事費」から値引きをしたと仮定して、値引き後の税抜金額を算出してください。）

※「太陽熱利用設備設置費(税抜)」と「豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置実績報告書(様式第7-2号)」の「補助金対象経費」の金額が合うようにしてください。

年 月 日

## 竣工検査の試験記録書

(申込者名)

※管理組合の場合、その名称と代表者の名前

施工業者名		印
所在		

竣工検査の結果、下記のとおり、太陽光発電設備に異常がありませんでした。

記

実施場所住所	豊中市		
実施日時	年 月 日	午前 / 午後	時 分
計測時の天気	※該当するものを○で囲んでください。 晴れ・くもり・雨・その他( )	発生出力	k W

太陽電池モジュール				
型番	①	枚	メーカー名	
	②	枚		
	③	枚	設置方位	
	④	枚		
	⑤	枚	公称最大出力 (小数第2位まで)	k W
	⑥	枚		

パワーコンディショナ	
作動状況	※該当するものを○で囲んでください。その他の場合は( )内に詳細を記入 良好・その他( )

年 月 日

## 竣工検査の試験記録書

(申込者)

名前

施工業者名		印
所在		

竣工検査の結果、下記のとおり、太陽熱利用設備に異常はありませんでした。

記

実施場所住所	豊中市			
実施日	年 月 日			
設置機器	製造者名 (メーカー名)			
	型式	システム		
		集熱器 (集熱ユニット)	①	
			②	
		貯湯槽 (貯湯ユニット)	①	
②				
総面積 (集熱器)				

豊中市指令環政再 ー 号  
年 ( 年) 月 日

様

豊中市長 印

豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金  
交付確定通知書

年 ( 年) 月 日付け豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金実績報告書にもとづいて、次のとおり補助金の額が確定しましたので、豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

## 記

補助事業の名称	豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助事業
補助金の名称	豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金
対象設備の名称	太陽光発電設備
補助金交付確定額	_____円

## 【交付の条件】

- 補助金の交付を受けた方は、設備設置の翌月から2年が経過した年度の3月までの使用状況について市に報告していただきます。
- 設備設置の日から10年を経過する日までは、適切な維持管理に努めてください。この場合において、自然災害その他自己の責めに帰することのできない理由により設備が使用不能となったときは、その旨を市に届け出てください。
- 豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱第14条の規定に該当する事由が認められた場合は、豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱第15条に基づき、受給された補助金を返還していただきます。

豊中市指令環政再 ー 号  
年 ( 年) 月 日

様

豊中市長 印

豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金  
交付確定通知書

年 ( 年) 月 日付け豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金実績報告書にもとづいて、次のとおり補助金の額が確定しましたので、豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

## 記

補助事業の名称	豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助事業
補助金の名称	豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金
対象設備の名称	太陽熱利用設備
補助金交付確定額	_____円

## 【交付の条件】

- 補助金の交付を受けた方は、設備設置の翌月から2年が経過した年度の3月までの使用状況について市に報告していただきます。
- 設備設置の日から10年を経過する日までは、適切な維持管理に努めてください。この場合において、自然災害その他自己の責めに帰することのできない理由により設備が使用不能となったときは、その旨を市に届け出てください。
- 豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱第14条に該当する事由が認められた場合は、豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱第15条に基づき、受給された補助金を返還していただきます。

年 月 日

(あて先) 豊中市長

豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金  
交付請求書

豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

(交付請求者)

名前		印
住所	〒 ー 豊中市	
電話番号	ー ー	
緊急連絡先 (携帯、FAX等)	ー ー	

※ 緊急連絡先は任意でご記入ください。

(請求金額)

請求金額						0 0 0 円	交付確定額のとおり
------	--	--	--	--	--	---------	-----------

(補助金の振込先)

※交付請求者(申込者)の名義の口座をご記入ください。

金融機関名							
支店名							
預金種類	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> 貯蓄				
口座番号							
フリガナ							
口座名義							

受付印

様

豊中市長

印

豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金  
交付決定取消通知書

年 ( 年) 月 日付け豊中市指令環政再第 号で交付決定した豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金について、次のとおり交付決定を取消することとなりましたので、豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

## 記

補助事業の名称	豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助事業
補助金の名称	豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金
交付決定取消しの理由	

様

豊中市長

印

豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金  
返還通知書

年 ( 年) 月 日付け交付請求により支給した豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金について、豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱第15条の規定に基づき、次のとおり返還するよう通知します。

## 記

1 補助事業の名称	豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助事業
2 補助金の名称	豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金
3 返 還 額	_____円
4 返 還 の 理 由	
5 返 還 期 限	年 ( 年) 月 日
6 返 還 方 法	同封の納付書を使用し、豊中市役所第一庁舎1階の指定金融機関窓口あるいは納付書裏面の各金融機関の本・支店で納付してください。



(あて先) 豊中市長

届出者

住所

豊中市

名前 (フリガナ)

印

電話番号 ( ) -

## 豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム処分届出書

豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり財産処分を届け出ます。

## 記

設備の種類	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> 太陽熱利用設備					
補助金交付指令番号	年	月	日	付け	豊環再指令	第	—	号
処分の方法 (該当する項目を○で囲んで下さい)	売却	譲渡	交換	貸与	担保	廃棄	その他	
「その他」に○を付けられた方は処分の方法を具体的にご記入下さい								
処分の時期	年	月	日から	(	年	月	日まで)	
処分の理由								
処分の条件 ※処分することによって収益があった場合は、その額を記入して下さい								

受付印

豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム  
使用状況報告書

年 月 日

(あて先) 豊中市長

## 【報告者】

住所

豊中市

名前

電話番号

年度豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金で設置した設備の使用状況を豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱第18条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 交付確定年月日 年 月 日 豊中市指令環政再第 ー 号

設備容量

kW

(小数点2桁未満は切捨て)

世帯人数

人

	発電電力量 kWh	売電電力量 kWh (受給電力量)	月	発電電力量 kWh	売電電力量 kWh (受給電力量)
年			10月		
4月			11月		
5月			12月		
6月			年		
7月			1月		
8月			2月		
9月			3月		
			年度計		

## 【記入方法】

「発電電力量」、「売電電力量」はいずれも小数点未満は四捨五入してご記入してください。

\*この報告書は、年( 年) 月 日までのデータを記入し、年( 年) 月 日までに提出してください。

受付印

豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム  
使用状況報告書

年 月 日

(あて先) 豊中市長

【報告者】

住所

豊中市 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

年度豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金で設置した設備の使用状況を豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱第18条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 交付確定年月日	年 月 日	豊中市指令環政再第	—	号
-----------	-------	-----------	---	---

集熱器総面積	m <sup>2</sup>	世帯人数	人
--------	----------------	------	---

月	今年度分①	前年度分②	増減幅 ①-②	月	今年度分①	前年度分②	増減幅 ①-②
年 4月				10月			
5月				11月			
6月				12月			
7月				年 1月			
8月				2月			
9月				3月			
				年度計			

【記入方法】

小数点未満は四捨五入してご記入してください。今年度分と前年度分の記入をお願いします。

\*この報告書は、年( 年) 月 日までのデータを記入し、年( 年) 月 日までに提出してください。

受付印

**豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金  
申込等手続代行者選任届**

年 月 日

(あて先) 豊中市長

私は、下記の者を豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助事業に係る申込等の手続きの代行者として選任し、権限を委任したので、豊中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱第20条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

受任者（手続代行者）

住所			
会社名			
代表者名			手続代行者 代表者印
担当者名 (担当部署、氏名)			
電話番号	—	—	
携帯電話番号	—	—	
FAX 番号	—	—	

※ 手続代行者には、対象設備を購入する予定の社（及び営業所）名又は販売代理店名及び住所を記入してください。

※ 本書は必ず手続代行者及び申込者本人が記入してください。（同一人による記入は不可）

委任者（申込者）

名前		印
住所		

※ 委任者印は、交付申込書の申込者印と同一の印を押印してください。

※ 集合住宅で申請される場合は、管理組合の名称・代表者・住所・連絡先等を記入して下さい。

設置する設備の種類 該当する項目を○で囲んで下さい	太陽光発電設備	太陽熱利用設備	
委任する手続の内容 該当項目全てを○で囲んで下さい	補助金交付申込み	補助金交付実績報告	補助金交付申込取下依頼